

大阪市告示第773号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立小林斎場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号）附則第3項の規定により読み替えられた同条例第18条前段の規定に基づき公告する。

令和7年6月4日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市立小林斎場

2 指定管理者

大阪市中央区北久宝寺町3丁目6番1号

株式会社 さざなみの杜

3 指定期間

令和10年4月1日から令和30年3月31日まで

（環境局総務部施設管理課）